社会福祉法人川福会

介護老人保健施設すいれん運営規程

（事業の目的）

第１条　社会福祉法人川福会が設置する介護老人保健施設すいれん（以下「施設」という。）において実施する介護老人保健施設の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、介護老人保健施設の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な介護老人保健施設サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　施設は、施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、利用者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることとともに、その者の居宅における生活への復帰を目指すものとする。

２　施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って介護老人保健施設サービスを提供するよう努めるものとする。

３　施設は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、心身の状況等に応じて妥当適切に療養を行うものとする。

４　施設は、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

５　施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

６　施設は、介護老人保健施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第１１８条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

７　前６項のほか、「大阪市介護老人保健施設の人員、設備及び運営等に関する基準等を定める条例」（平成２５年大阪市条例第２９号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第３条　施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（１）名称　介護老人保健施設すいれん

（２）所在地　大阪府大阪市鶴見区諸口６丁目１５番７４号

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第４条　施設には次の従業者を置く。

（１）管理者（医師）　　１名

管理者（医師）は、運営管理全般と従業者の総括管理、指導を行うと共に、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。

（２）薬剤師　　１名

薬剤師は、医師の指示に基づき適切な薬剤管理と処方を行う。

（３）看護職員　　１０名以上

看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の施設サービス計画に基づく看護を行う。

（４）介護職員　　２４名以上

介護職員は、利用者の施設サービス計画に基づく介護を行う。

（５）支援相談員　　１名以上

支援相談員は、利用者及びその家族等との相談支援、連絡調整等を行うとともに、居宅介護支援事業所を始めとする関連機関との連絡調整等を行う。

（６）理学療法士又は作業療法士　　１名以上

理学療法士又は作業療法士は、医師その他の職種と共同し、リハビリテーションプログラムを作成するとともに機能訓練の実施並びに指導を行う。

（７）管理栄養士　　１名以上

管理栄養士は、献立の作成、栄養指導、嗜好調査及び残食調査等利用者の食事管理を行う。

（８）介護支援専門員　　１名以上

介護支援専門員は、利用者の施設サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定更新の申請手続きを行う。

（９）事務員　　１名以上

事務員は、一般事務及び庶務を行なう。

２　前項に定めるものの他、必要がある場合はその他の従業者を置くことができる。

（定員）

第５条　施設の定員は１００名とする。

（診療の方針）

第６条　医師の診療方針は次のとおりとする

（１）一般に医師として必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断に基づき、療養上必要な診療を行う。

（２）常に医学の立場を堅持して、利用者の心身の状況を観察し、当該利用者の心理が健

康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果が見込めるよう適切な指導を行う。

（３）常に利用者の症状、心身の状況及び置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行う。

（４）検査、投薬、注射、処置等は、利用者の病状に照らして適切に行う。

（介護老人保健施設サービスについて）

第７条　施設で行う介護老人保健施設サービスの方針は次のとおりとする。

（１）施設は、施設サービス計画に基づき、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、心身の状況等に応じて、その者の処遇を妥当適切に行う。

（２）施設は、施設サービス計画に基づき、漠然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。

（３）施設の職員は介護老人保健施設サービス提供に当たって、懇切丁寧を旨として、利用者又は家族に対し、処遇上必要な事項に対して、理解しやすいように説明を行う。

（４）施設は、正当な理由なく、介護老人保健施設サービスの提供を拒否しない。

２　施設で行う介護老人保健施設サービスの内容は次のとおりとする。

（１）施設サービス計画の作成

（２）身体介護に関する内容

（ア）入浴

（イ）排泄

（ウ）衣類の着脱

（エ）離臥床及び移動

（オ）整容その他必要な身体介護

（３）食事の提供及び介護

朝食８：００　昼食１２：００　夕食１８：００

（４）機能訓練

（５）健康管理

（６）相談、援助

（７）栄養管理

（８）口腔衛生の管理

（９）その他社会生活上の便宜の供与

（施設サービス計画書の作成）

第８条　介護支援専門員は、介護老人保健施設サービスの提供開始時に、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した施設サービス計画書の原案を作成する。

２　介護支援専門員は、ケース会議（施設サービスの提供に当たる他の担当者を招集して行う会議）の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案について、担当者の専門的な見地からの意見を求めることとする。

３　介護支援専門員は、それぞれの利用者に応じて作成した施設サービス計画について、利用者及び家族に対し、その内容について説明し同意を得るものとする。

４　施設サービス計画書の作成にあたっては、利用者の状態に応じた多様なサービスの提供及び利用に努め、更に作成後は実施状況の把握を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。

（利用料等）

第９条　介護老人保健施設サービスを提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準」（平成１２年２月１０日厚生労働省告示第２１号）によるものとする。

２　施設は、前項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払いを受けることができるものとする。

（１）食事の提供に要する費用　１，６８０円／日

（２）居住に要する費用　多床室　６５０円／日

従来型個室　１，７２８円／日

（３）おやつの提供に要する費用　１３０円／日

（４）特別な食事及びおやつの提供に要する費用　実費相当額

（５）個別に持込んだ電化製品の電気代　テレビ　２５円／日

ラジオ　５円／日

（６）理美容代　実費相当額

（７）日用品費　１５０円／日

（８）教養娯楽費　１００円／日

（９）洗濯代　２００円／日

(10) 文書作成料（死亡診断書）　３，０００円

(11) 前各号に掲げるもののほか、介護老人保健施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるものについては実費を徴収する。

(12) 第２号について、外泊中は居住費を徴取することができるものとする。

３　前項第１号、第２号については、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者にあたっては、当該認定証に記載された負担限度額を徴収する。

４　前３項の利用料等の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対して利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付するものとする。

５　介護老人保健施設サービスの提供の開始に際し、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に重要事項説明書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。

６　法定代理受領サービスに該当しない介護老人保健施設サービスに係る費用の支払いを受けた場合は、その提供した介護老人保健施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に交付するものとする。

（要介護認定に係る援助）

第１０条　施設は、介護老人保健施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめることとする。

２　施設は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう、必要な援助を行うものとする。

３　施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の３０日前には行われるよう必要な援助を行うものとする。

（入退所に当たっての留意事項）

第１１条　施設は、入所申込者の病状等を勘案し、入所申込者に対し自ら必要な医療又は介護老人保健施設サービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を講ずる。

２　施設は、その病状及び心身の状況並びにその置かれている環境に照らし、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等が必要であると認められる者に対し、介護保健施設サービスを提供するものとする。

３　施設は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めるものとする。

４　施設は、利用者の病状、心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて、第４条に定める従業者の間で協議の上、定期的に検討し、その内容等を記録するものとする。

５　施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載するものとする。

（施設入所に当たっての留意事項）

第１２条　施設は、利用者の共同生活の場として快適性・安全性を確保する為、利用者との間に以下のような取り決めを行う。

（１）荷物等の持込に関しては、一定量の制限を設ける事とする。特に大型電化製品や大型の家具、金品等の貴重品の持込については、制限を行なう事とする。

（２）居室、共用施設、敷地その他の利用に当たっては、本来の用途に従って、妥当かつ適切に利用するものとする。

（３）施設内は禁煙とする。

（４）施設において、職員や他の利用者に対して迷惑が掛かるような行為（宗教活動、政治活動、営利活動）を行う事は禁ずる。

（虐待防止に関する事項）

第１３条　施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

（１）虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

（２）虐待防止のための指針の整備。

（３）虐待を防止するための定期的な研修の実施。

（４）前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。

２　施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（身体拘束）

第１４条　施設は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その内容及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

２　施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

（１）身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を３月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。

（２）身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

（３）介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

（緊急時等における対応方法）

第１５条　施設は、サービス提供を行っているときに、利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、速やかに主治医又は協力医療機関等への連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

２　施設は、前項の医師又は協力医療機関の協力を得て、１年に１回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行うものとする。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第１６条　施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

（１）事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。

（２）事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。

（３）事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する研修を定期的に行う。

（４）前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。

２　施設は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じることとする。

３　施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。

４　施設は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

（衛生管理等）

第１７条　施設は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適切に行うこととする。

２　施設は、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（１）施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね３月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（２）施設における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

（３）施設において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（４）前３号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

（非常災害対策）

第１８条　施設は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年２回以上定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

２　施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

（事業継続計画の策定等）

第１９条　施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護老人保健施設サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の事業再開を図るための計画（以下「事業継続計画」という。）を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

２　施設は、従業者に対し、事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

３　施設は、定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて事業継続計画の変更を行うものとする。

（協力医療機関等）

第２０条　施設は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるものとする。

（１）利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

（２）施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

（３）利用者の病状が急変した場合等において、施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた利用者の入院を原則といて受け入れる体制を確保していること。

２　施設は、１年に１回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出るものとする。

３　施設は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び施設に速やかに入所させること

ができるように努めるものとする。

４　施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとする。

（個人情報の保護）

第２１条　施設は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

２　施設が得た利用者又は家族の個人情報については、施設での介護老人保健施設サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

（苦情対応）

第２２条　施設は、その提供した介護老人保健施設サービスに関する入所及びその家族者からの苦情に迅速かつ適正に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する。

２　施設は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録する。

３　施設は、提供した介護老人保健施設サービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め、又は当該市町村の職員からの質問及び照会に応じ利用者からの苦情に関して、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

４　施設は、市町村からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市町村に報告する。

５　施設は、提供した介護老人保健施設サービスに関する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

６　施設は、国民健康保険団体連合会の求めがあった場合は、前項の改善の内容を報告する。

（地域との連携等）

第２３条　施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図るものとする。

２　施設はその運営に当たっては提供したサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が派遣するものが相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めるものとする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等）

第２４条　施設は、業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減

に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するものとする。

（その他運営に関する留意事項）

第２５条　施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備しその確保に努める。

２　従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

３　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

４　施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

５　施設は、介護老人保健施設サービスに関わる提供内容を記録するとともにその記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低５年間は保存するものとする。

６　施設は、介護老人保健施設サービスの事業会計とその他の事業会計とを区別する。

７　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人川福会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この運営規程は、平成３０年　５月　１日より施行する。

この運営規程は、令和　１年１０月　１日より施行する。

この運営規程は、令和　３年　８月　１日より施行する。

この運営規程は、令和　３年１０月　１日から施行する。

この運営規程は、令和　６年　４月　１日から施行する。

この運営規程は、令和　６年　８月　１日から施行する。

この運営規程は、令和　７年１０月　１日から施行する。

この運営規程は、令和　８年　４月　１日から施行する。